

長期休み宿題サポート学習会の申請について(御案内)

この事業は、ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)を受給している世帯等の子どもを対象として、学校の長期休み期間中に宿題達成を希望する子どもへ宿題のサポート(学習支援等)及び昼食の提供を行うものです。



1 主な対象者

ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)を受給している世帯等の小学4年生から中学3年生までの子ども。(ただし、定員に空きがあれば、ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)の受給を要件とはしません。)

2 定員

1会場につき、35名です。なお、会場は北部(八広周辺)と南部(本所周辺)です。

3 参加申請に必要な書類

(1)墨田区生活困窮者学習支援事業参加申請書

(2)ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)の医療証のコピー

(3)お持ちの方だけ必要な書類

ア 障害者手帳等のコピー(等級がある部分)

イ 自立支援医療受給者証のコピー

ウ 特定医療費(指定難病)受給者証のコピー

コピーの提出がない場合、選考基準(裏面)による調整指数の加算はしません。

4 参加申込み期限

令和元年6月28日(金)

5 その他

(1)参加希望者が定員を超えている場合、裏面の選考基準による選考を実施します。

(2)夏期冬期併せての参加となります。

<問合せ・連絡先>

墨田区役所福祉保健部

生活福祉課 生活支援係

電話：03-5608-8517(直通)

担当：佐野、大道

【長期休み宿題サポート学習会】 選考基準

提出書類を基に子どもの学年を基幹指数とします。

調整指数に該当する場合には加算を加え、点数が高い方から選考します。なお、同点の場合には基幹指数が高い方を優先とします。

手帳等のコピーの提出がない場合、調整指数の加算はしません。

基幹指数			
	児童扶養手当		
	全部支給	一部支給	無し
小学4年	17	11	5
小学5年	16	10	4
小学6年	15	9	3
中学1年	14	8	2
中学2年	13	7	1
中学3年	12	6	0

調整指数	
養育者が次に掲げる手帳を所持している。 ただし、2以上の手帳を所持している場合には、高い指数のみを採用し重複加算は行わない。	
(身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳1～3度)	2
(身体障害者手帳4～7級、精神障害者保健福祉手帳3級、愛の手帳4度)	1
養育者が自立支援医療受給者証を所持している。 (養育者が上記 に掲げる手帳を所持している場合を除く。)	1
養育者が特定医療費(指定難病)受給者証を所持している。 (養育者が上記 に掲げる手帳を所持している場合を除く。)	1